

リースの新会計・税制案

制度調査部
吉井 一洋

2008年4月からオンバランス（売買処理）

【要約】

2006年12月27日に企業会計基準委員会は、リース取引に関する新しい会計基準・適用指針の公開草案を公表した。公開草案では、所有権移転外のファイナンス・リースについて、原則、売買処理に統一することとしている。

一方、与党の2007年度税制改正大綱や改正税法案でも、所有権移転外のファイナンス・リースについて、原則、売買処理を適用することとしている。

新しい会計処理・税務上の取扱いは、2008年4月1日から適用される予定である。

1. リース会計基準・適用指針公開草案の公表

2006年12月27日にASBJ（企業会計基準委員会）は、リース取引の会計基準試案・適用指針試案を公表している。試案では、所有権移転外のファイナンス・リースについて、現行基準で認められている賃貸借取引としての処理を廃止し、売買として会計処理することとしている。

ASBJは、上記の公開草案を公表する前に、2006年7月に、会計基準・適用指針の試案を一旦公表している。試案では、新しい会計処理の適用時期を定めていなかった。これは、試案の会計処理と税務上の調整が行われることを期待してのことであった。

その後、2006年12月14日に、与党の税制改正大綱が公表され、会計基準・適用指針の試案の処理がある程度税務上也認められることとなった。これを受け、ASBJは、試案に対し、適用時期を明確にする、不動産に係るリース取引の取扱いを明確にするなど若干の修正を加え、冒頭に述べた公開草案を公表するに至った。

上記公開草案に関しては、2007年1月29日までコメントを募集し、検討を継続している。

2. 公開草案での会計処理（概略）

所有権移転外のファイナンス・リースの場合、従来の賃貸借処理では、リース資産の借り手は、そのリース資産を財務諸表に計上する必要はなく、当該資産の減価償却費も計上する必要もなかった。支払リース料を費用として計上するだけでよかった。しかし、売買処理の場合は、借り手はリース資産及びリース負債を貸借対照表に計上する必要がある。具体的な会計処理は次のとおりである。

借り手側

．原則的な処理

リース資産・リース負債として、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除した額を貸借対照表に計上する。

費用としては、リース資産の減価償却費と利息相当額を每期計上する。

- ・減価償却費については、償却期間をリース期間とし、残存価額を0とする定額法によることを原則としている。
- ・利息相当額は利息法で計上する。

．例外的な会計処理

中小企業に対しては、「中小企業の会計に関する指針」で別途会計処理を定めることとしている。その他、次のような特例を認めている。

リース期間が1年以下の短期リース取引、リース契約1件あたりの金額が300万円以下の少額リース取引などについては、引き続き従来の賃貸借処理（オフバランス処理）を認める。

その会社のリース資産総額に重要性がない場合、オフバランス処理は認められないが、簡便な費用処理方法が認められる。具体的には、未経過リース料期末残高、有形固定資産、無形固定資産に占める未経過リース料期末残高が10%未満である場合は、利息相当額部分を利息法で処理する方法に代えて、次の方法によることができる。いずれも結果的には支払リース料をそのまま費用処理するのと同じことになる。

- ・ 利息相当額をリース資産から控除せず、毎期の費用を全額減価償却費として計上する方法
- ・ 利息相当額部分も定額法で処理する方法

貸し手側

．原則的な処理

リース料総額とリース物件の原価（リース物件の現金購入価額）との差額を売却益として計上する。計上方法は次の三通りの方法がある。

リース取引開始時に売上高と売上原価を計上する方法

リース取引開始時に、リース料総額で売上高を計上するとともに、同額でリース投資資産（所有権移転ファイナンス・リースの場合は「リース債権」。以下同じ）を計上する。また、リース物件の現金購入価額で売上原価を計上する。

リース取引開始時に計算された売上高と売上原価との差額は、利息相当額として取り扱う。リース期間中の各期末において、リース取引開始時に計算された利息相当額のうち、代金回収未済の部分については、利益を繰り延べ、当該金額についてはリース投資資産と相殺して表示する。

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法

リース取引開始時に、リース物件の現金購入価額により、リース投資資産を計上する。

リース期間中の各期に受け取るリース料を各期において売上高として計上し、当該金額から

これに対応する利息相当額を差し引いた額(元本回収額)をリース物件の売上原価として処理する。

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

リース取引開始時に、リース物件の現金購入価額により、リース投資資産を計上する。

各期に受け取るリース料を利息相当額とリース投資資産の元本回収とに区分し、前者を各期の損益として処理し、後者をリース投資資産の元本回収額として処理する。

・ 例外的な会計処理

未経過リース料及び見積残存価額の合計額の期末残高が、当期期末残高及び営業債権の期末残高に占める割合が 10%未満である場合は、利息相当額部分を利息法で処理する方法に代えて、定額的に期間配分できる。

ただし、リース業を主たる事業としている企業は、当該例外的な会計処理を適用できない。

改正後の会計処理は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用される。ただし、平成 20 年 3 月 31 日以前に開始する連結会計年度及び事業年度から早期適用することもできる。

適用初年度の取扱いは次のとおりである。

・ 原則的な取扱い。

リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引についても、リース会計基準及び本適用指針に定める方法により会計処理し、変更による影響額は特別損益として処理する。

・ 例外的な取扱い

借り手のみ例外措置

リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引については、会計基準適用初年度の期首における未経過リース料残高相当額(利息相当額控除前)を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上する方法

貸し手のみ例外措置

リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、会計基準適用初年度の直前事業年度末の固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上し、当該リース投資資産に関して会計基準適用後の残存期間において利息相当額を定額的に配分する方法

借り手・貸し手共通の経過措置

リース取引開始日が新基準案の適用初年度開始前のリース取引については、現行のリース会計基準における注記を行うことを条件に、賃貸借処理を適用することもできる。(ただし、リース業を主他圧事業としている企業は適用不可)。

3.2007 年度税制改正での対応

2007 年度税制改正については、改正税法の法案が 2007 年 2 月 2 日に国会に提出されている。ただし、細部は政令に委ねることとされている。改正税法案の基となった与党の 2007 年度税制改正大綱では、所有権移転外のファイナンス・リース取引について、税務上、次のように取り扱うこととしている。会計基準試案に合わせ、所有権移転外ファイナンス・リースを賃貸借処理ではなく売買処理に一本化することとしている。

- ア．これまでに賃貸借処理をやめ、売買処理に一本化する。
- イ．借り手の減価償却方法は、償却期間をリース期間とし、残存価額を 0 とする定額法(リース期間定額法)とする。
- ウ．貸し手は、リース料総額からリース資産の原価を控除した差額(リース利益額)のうち、実質的に受取利息と認められる部分(リース利益額の 20%相当額)を利息法により収益計上し、それ以外の金額をリース期間にわたって均等額で収益計上できる。
- エ．借り手が賃借料として経理した場合もこれを償却費として取り扱うことその他所要の規定を整備する。

税制改正大綱のイのリース期間定額法は、所有権移転外ファイナンス・リースの借り手側の償却方法を税務上も認めるものである。リースの税務上のメリットの一つとして、リース期間が法定耐用年数よりも短い資産の場合には、自社所有した場合よりもリースの方が短い期間で損金算入できるというメリットが挙げられる。リース期間定額法がみとめられることにより、このメリットは引き続き享受できるものと思われる。上記エは、借り手側の の例外的会計処理の 、 の特例に対応するものと思われる。

上記の改正のうちア～ウは、2008 年 4 月 1 日以後契約するリース取引から適用される。ただし 2008 年 4 月 1 日前に契約したリース取引についても、この日以後に終了する事業年度からリース期間定額法によることを認めている。